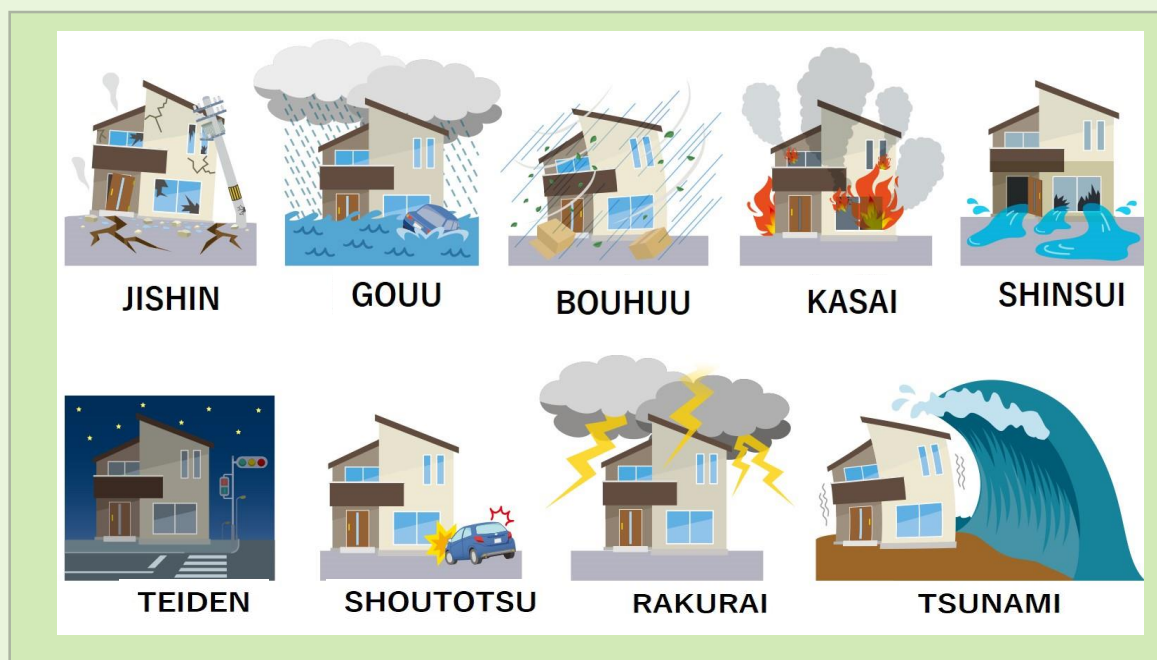


外国ルーツの方が、 災害にあったとき、どうすればいいか



発災直後にすること	P 2
避難所はどういうところ	P 3
家の再建に向けて最初のこと	P 4
罹災証明と受けられる支援	P 5
大事なモノ、人を失ったとき	P 6
被災して困った時に利用できる制度	P 7
災害に備えて保険に入っておく	P 8

地震や水害で家や大切なものを 無くした時に被災者がすること

発災直後にすること

まず、自分の身の安全を確保してください。

地震の場合、海や川の近くにいた場合、津波に備えて高いところに避難します。

地震の場合、揺れが続くことがあります。落下物に気をつけます。

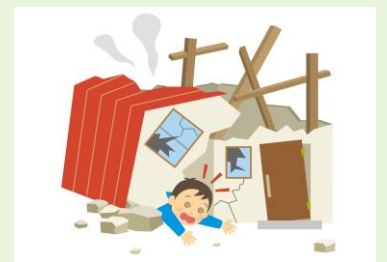
もし、建物の下で身動きがとれなくなったら、声や音をだしてまわりに知らせます。

地震による死亡の原因で多いのは、津波の溺死、家やモノの下敷きになる圧死です。

近くの人で、困っている人を助けてください。

大きな災害では消防車や救急車がすぐには来ません。

近所の人で協力して家に取りこされている人などを助けます。



家族の安否、居場所の確認

職場や学校など、家と別の場所にいる家族が無事か、どこにいるかを確認します。

災害直後は多くの人が連絡を取ろうとして電話やメールが使えなくなることもあります。

平時から、災害の時にどこに避難するか、どう連絡をとるか、家族で話し合っておくといざという時に安心です。

子どもが学校に残っている場合は、家族が迎えにいきます。
(そのために学校で行う訓練が、引き渡し訓練です)

ケガをした場合 薬が必要な場合

災害で電気や水道が止まるとコンビニも病院も閉鎖されます。

水、非常食、薬は普段から家に準備しておいたほうがいいです。

避難所に行けば、医療関係者が診てくれる可能性があります。薬も種類がわかれば取り寄せてくれる場合があります。

近くの学校や市役所、体育施設が避難所になっているかもしれません。避難所がどこかを調べてみてください。

災害に関する情報を入手

テレビ、ラジオ、WEBで災害に関する情報が流れているのでアクセスします。

避難所はどういうところ？

地震で家が壊れたり、水害で浸水したり、水や電気などのライフラインが止まると家で生活ができなくなります。そうした被災者が数日から数週間生活するのが避難所です。避難所は、地域の学校や公共施設、運動施設などの広い場所で、行政が開設します。

避難所にいくメリット

寝る場所が得られる。食料や衣類などの支援物資、被災者向けの情報が得られる。

避難所に毛布、ベット、食料が届くまで何日もかかることがあります。

家から毛布、枕、食料、着替えをもって避難したほうが生活しやすいです。



避難所での生活で注意すること

犬などのペットと一緒に避難できるかどうか確認する必要があります。

小型犬などはケージにいれる、とかペットの避難について平時から考えておきましょう。

避難所では食事や消灯の時間、物の配給、夜は静かに過ごす、などのルールが設けられます。

ルールを知らないと避難者同士でトラブルになることもあります。

慣れない避難所での共同生活は気疲れするし、プライバシーが保てないこともあります。

避難している人や運営者とコミュニケーションをとり、困った時は相談しましょう。

避難所以外で避難生活する場合はどうするか

被災していない知人や友人の家に泊めてもらう。

営業しているホテル、宿泊施設を探してお金を払って泊まる。

教会など宗教施設が被災者を受け入れる場合もある。

車の中で生活する。避難所の近くの駐車場に車をおくと水が使えたりトイレが利用できる。

避難所に登録することで食料をもらえることもある。

車で長時間過ごす場合は、エコノミー症候群に気をつけ、時々運動して血が循環するようにする。

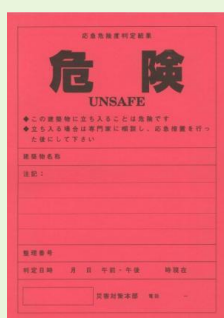


家の再建に向けて最初にする事

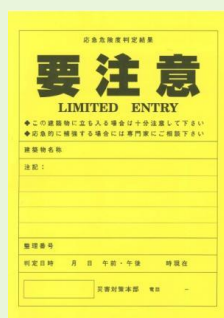
地震で家が傾いたり壊れたりした場合、行政が家の危険のレベルを調べ家に紙をはることがあります。

地震の余震等でさらに家が壊れる危険度を赤、黄、緑のいずれかの紙で知らせます。

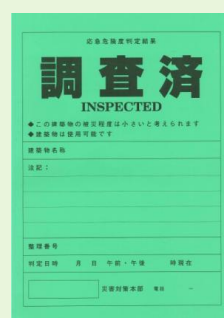
赤い紙（危険）



黄色の紙（要注意）



緑色の紙（調査済み）



家が崩れる危険があり入れません。

注意が必要

すぐに壊れる心配はない

地震の場合の家の危険度判定は、余震などによる2次災害を防ぐための応急的な危険度の判定です。実際に直して住むか、改修をあきらめて壊すか、は改修にどれくらいのお金と時間がかかるかによって持ち主が判断することになります。

水害で家に水が浸水した場合、すぐに水がなくなれば掃除ですむこともあります。何日も泥水に浸かった場合は、家具、電化製品を買いなおしたり、床や壁、台所などを改修しなければならない場合もあります。台風で屋根が壊れた場合、雨漏りで家が傷むこともあります。何をすれば家を直せるかは、行政や被災者支援団体が行う相談会などで相談できます。高い費用を請求する工事会社もあるので、あわてて工事の契約をしない方がよいです。

家が災害でダメージを受けたり、大事なモノが壊れたりなくなったりすると大きなショックを受けます。

その中でも次のことはした方がいいです。

- ・家の中にある貴重品、思い出の品、大切な書類、スマホやパソコンなどを取り出す
 - ・家の被災した状況を写真で記録する（水害の場合、床から何センチ水に浸かったかで被害の認定がされるので、掃除をする前に家の外と中の写真を撮っておく）
 - ・家の被害のレベルの判定をうけるために行政に罹災証明の申請をする（5頁）
 - ・自分だけで片づけるのが大変な時は、知人に助けを求めたり、災害ボランティアセンターにボランティアの派遣を依頼する。
- 水害の時などは、家の中の家財を外に運び出したり、泥をだす作業をボランティアが手伝ってくれます。

罹災証明と被災者支援制度

災害により住宅が被害を受けた場合、その被害の程度に応じて行政の支援が受けられることがあります。

そのためにまず行うのが、罹災証明（りさいしょうめい）の申請です。

申請をすると行政が住宅の被害を調査し、全壊、半壊などの被害の認定を行い、罹災証明書を発行します。支援を受ける際にはこの罹災証明書が必要になりますので、必ず申請しましょう。

台風などの大雨で川の水が溢れる水害が毎年のように各地で発生しています。

こうした水害で住宅が被災した場合、床から何センチ浸水したか、が被害認定の目安になります。

被害認定			被災者生活再建支援制度		
浸水の深さ	損害割合		基礎支援金	加算支援金	
180cm	50%～	全壊	100万円	新築 200万円	全壊で、立て直すと 300万の支援が受け られます
	40%～ 50%	大規模半壊	50万円	改修 100万円	
100cm	20%～ 40%	半壊	半壊だと支援が 受けられません。	賃貸 50万円	大規模半壊で改修する と150万円の支援が 受けられます。
30cm	10%～20%	準半壊			
床					

↑
家の再建方法により
加算額が変わります

お金の支援

お金の支援では、生活再建支援金のほかにも行政から見舞金（みまいきん）や義援金（ぎえんきん）がもらえることがあります。

お金を貸してもらえる制度もあります。行政の福祉課や被災者支援の係が窓口です。

住宅の応急修理の支援

自宅を応急的に修理して住めるようにするのを支援する制度もあります。この制度は行政が改修費として

約60万円分を改修する会社に払います。アパートを借りている人は対象になりません。

住宅の提供

応急修理では住める状況まで直せない場合や、借りていたアパートが被災して住めない場合に、行政が無料ですめる住宅を提供する場合があります。仮の住宅という意味で「仮設住宅（かせつじゅうたく）」といいます。基本は2年間で限度になります。

その他の支援

税金や国民健康保険料などが一定期間減免されることもあります。

大事なモノ、人を失ったとき

水没した車の廃棄処理

水に浸かった車に触ると感電する可能性があるので車の会社に処理はまかせたほうがよいです。廃車の際、車検証とナンバープレートを行政に返すことで、収めた自動車税が戻ることがあります。

こうした手続きをしてくれる会社に頼むか、自分で廃車手続きをしましょう。

住宅ローンが残っている家を建て替える

住宅ローン返済中に住宅が被災し、改修や立て直しをすると2重に借金をすることになります。そうした場合、借金を軽減する制度もあるので銀行や行政に相談しましょう。

パスポートを無くした

大使館に相談して再発行してもらう。

在留カードをなくした

入管に相談

災害で家族が死亡したり障がい者になった

行政から弔慰金（ちょういきん）や見舞金（みまいきん）がもらえることがあります。

被災した影響で家族が体調を崩して死亡した

災害関連死（さいがいかんれんし）として行政が認定すると遺族にお金が払われる仕組みがあります。

災害とは関係なく、人が病気やケガで亡くなった時にすること

事故の場合は警察に電話をする。

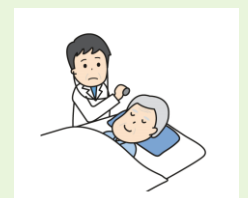
警察がくるまで遺体や部屋のモノにさわらないようにします。

病死の場合はかかりつけ病院に連絡して医者呼びます。

明らかに死亡している場合は救急車は呼ばない方がいいです。

警察や医者は人が亡くなった理由を調べ書類を作成します。

その書類と死亡届を遺族は行政に出す必要があります。



死亡届けを出した後にすることは次のことです

- ・ 葬儀をする宗教団体や葬儀会社と葬儀の相談する
- ・ 火葬の許可証を行政でもらい火葬場の予約をする
（日本は99%が火葬です。土葬を望む場合、可能な墓地を探す必要があります）
- ・ 葬儀までの間、遺体を安置する場を手配する
- ・ 健康保険や国民健康保険に加入している人が亡くなった場合、保険から葬儀などのお金がもらえます。
- ・ 埋葬の許可証をもらい墓地に埋葬する
- ・ 行政、金融機関、保険機関などに死亡の手続きをする
- ・ 財産の確認と相続を行う



利用できる制度を確認しよう

	被害の内容	確認・検討すること
人の被害	家族が死亡	災害弔慰金(さいがいちょういきん) 最大500万円
	障がいを負った	災害見舞金(さいがいみまいきん) 最大250万円
住まいの被害	住んでいる住宅が被害を受けた	罹災証明(りさいしょうめい)の申請
		応急仮設住宅(おうきゅうかせつじゅうたく)
		被災者生活再建支援 基礎支援金(きそしえんきん) 最大100万円
		民間の損害保険など (8頁)
仕事の被害	会社が倒産し解雇	未払賃金立て替え制度(みばらいちんぎんたてかえ)
	解雇された	失業給付(しつぎょうきゅうふ)
	ケガ等で働けなくなった	労災給付(ろうさいきゅうふ)
	悩みごと	確認・検討すること
お金の悩み	借金が残っている	被災ローン減免制度(ひさいろんげんめん)
	お金を借りたい	生活資金貸付制度(せいかつしきんかしつけ)
住宅の悩み	住宅を改修したい	応急修理(おうきゅうしゅうり) 上限約60万円
		加算支援金(かさんしえんきん) 最大100万円
	新居を再建、購入	土地の確保
		加算支援金(かさんしえんきん) 最大200万円
	民間の賃貸住宅を借りる	加算支援金(かさんしえんきん) 最大 50万円
	公営住宅を借りる	災害公営住宅(さいがいこうえいじゅうたく)

事故や災害に備えて保険と契約

保険とは、事故、病気、死亡、災害等に備えて、保険料を納め、困った時にお金やサービスを受け取る仕組みです。公的な保険として、1年以上日本で暮らす人は、公的医療保険や年金保険に加入します。会社で働く人は雇用保険にも加入します。

民間の保険もあり、多くの日本人は加入しています。

代表的な民間保険を説明します。



保険を契約する人	保険の名前	加入のメリット
自動車を所有	・ 自賠責保険（じばいせき） （購入時や車検の時に払う）	事故で他の人の車やモノや人を傷つけた場合の修理代や治療費が保険から払われる
	・ 損害保険（そんがいほけん）	
	・ 車両保険（しゃりょうほけん）	自分の車の修理代が払われる
車両保険に入っておけば、災害で車がつかえなくなっても、保険からもらえるお金で別の中古車を買うことができます。		
家を所有	・ 火災保険（かさいほけん）	火事、台風などで家が壊れたときなどにお金がもらえる
ハザードマップをみて、家が川に近いなど、浸水のリスクがある場合は、水害に対応した火災保険に入らないと被災したときに保険金がもらえませんのでよく確認してください。		
	・ 地震保険（じしんほけん）	地震や津波で家が壊れたときなどにお金がもらえる
家財を所有	・ 家財保険（かざいほけん）	災害などで家の家財が被害を受けた時にお金がもらえる
賃貸住宅に住む	アパートを申し込む際に火災保険に加入します。部屋が火事になったり、部屋や隣人、大家さんに損害を与えた時に保険が使われます。	

保険に入る際に、どういう時に誰にお金が支払われるのか確認しましょう。

このほかに、入院や手術など治療費が心配な人が加入する医療保険も多くの種類があります。

車や家を買うときには、事故や災害のリスクを考えて、どこまで保険に入るかよく検討してください。

民間の保険については、保険会社の代理店や相談窓口で情報を得たり相談をしてください。災害で被災したとき、保険の書類がなくなり、どの保険に入っているかわからなくなった場合は自然災害等損保契約照会センターに問い合わせることができます。Tel 03-5425-7850